

笠岡放送株式会社

4KCS+サービス契約約款 新旧対照表(2022年8月1日版)

(下線は変更部分)

変更前(2021年2月1日版)	変更後(2022年8月1日版)																								
<p>第1条(サービス)</p> <p>当社は、笠岡放送施設整備区域において、基本サービスの利用者に次のサービスを提供するものとします。</p> <p>(1) 本サービス月額基本料の範囲内で行う放送サービス。(個人視聴専用) 4KCS+があるものとします。</p> <p>(2) 本サービス月額基本料以外のそれぞれ別表に定める有料による放送サービス(以下「追加チャンネル」といいます)。但し、株式会社WOWOWの追加チャンネル(以下「WOWOW」といいます)の追加チャンネルは含まないものとします。</p> <p>(5) 当社では、BS4K放送を本サービスにおいて再送信を行うものとします。当社からの再送信により4Kで受信が可能なチャンネル(以下「4Kチャンネル」といいます)は、以下のとおりとします。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">チャンネル名</th> <th style="width: 50%;">補足説明</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ザ・シネマ 4K(4K:有料)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>WOWOW(4K:有料)</td> <td>2021年3月4K衛星放送開始予定</td> </tr> </tbody> </table> <p>(6) 以下のチャンネルは、当社で再送信は行いますが、本サービスでは視聴出来ないものとします。</p> <p>(7) 以下の4Kのチャンネルは、当社では再送信を行わないものとします。</p> <p>第2条(用語の定義)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">用語</th> <th style="width: 50%;">用語の意味</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>加入申込</td> <td>本契約の申し込み</td> </tr> <tr> <td>加入申込者</td> <td>加入申込をする者</td> </tr> </tbody> </table>	チャンネル名	補足説明	ザ・シネマ 4K(4K:有料)		WOWOW(4K:有料)	2021年3月4K衛星放送開始予定	用語	用語の意味	加入申込	本契約の申し込み	加入申込者	加入申込をする者	<p>第1条(サービス)</p> <p>当社は、笠岡放送施設整備区域において、基本サービスの利用者に次のサービスを提供するものとします。</p> <p>(1) 本サービスの<u>月額基本料</u>(以下「<u>月額基本料</u>」<u>と</u>いいます)の範囲内で行う放送サービス。(個人視聴専用) 4KCS+があるものとします。</p> <p>(2) 月額基本料以外のそれぞれ別表に定める有料による放送サービス(以下「追加チャンネル」といいます)。但し、株式会社WOWOWの追加チャンネル(以下「WOWOW」といいます)の追加チャンネルは含まないものとします。</p> <p>(5) 当社では、BS4K放送を<u>集合住宅等の一部を除き</u>基本サービスにおいて再送信を行うものとします。当社からの再送信により4Kで受信が可能なチャンネル(以下「4Kチャンネル」といいます)は、以下のとおりとします。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">チャンネル名</th> <th style="width: 50%;">補足説明</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>WOWOW(4K:有料)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(6) 以下のチャンネルは、当社で<u>集合住宅等の一部を除き</u>基本サービスにおいて再送信は行いますが、本サービスでは視聴出来ないものとします。</p> <p>(7) 以下の4Kのチャンネルは、当社では<u>基本サービスにおいて</u>再送信を行わないものとします。</p> <p>第2条(用語の定義)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">用語</th> <th style="width: 50%;">用語の意味</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>本</u>申込</td> <td>本<u>サービス</u>の申し込み</td> </tr> <tr> <td>申込者</td> <td>本申込をする者</td> </tr> </tbody> </table>	チャンネル名	補足説明			WOWOW(4K:有料)		用語	用語の意味	<u>本</u> 申込	本 <u>サービス</u> の申し込み	申込者	本申込をする者
チャンネル名	補足説明																								
ザ・シネマ 4K(4K:有料)																									
WOWOW(4K:有料)	2021年3月4K衛星放送開始予定																								
用語	用語の意味																								
加入申込	本契約の申し込み																								
加入申込者	加入申込をする者																								
チャンネル名	補足説明																								
WOWOW(4K:有料)																									
用語	用語の意味																								
<u>本</u> 申込	本 <u>サービス</u> の申し込み																								
申込者	本申込をする者																								

4K テレビ (4K チューナー非搭載)	4K の映像信号を表示出来るテレビ ※HDCP2.2 規格に対応しているテレビでない と 4K チューナーを接続することが出来ません	4K テレビ (4K チューナー非搭載)	4K の映像信号を表示出来るテレビ ※HDCP2.2 規格に対応していないテレビの場合、4K チューナーを接続することが出来ないものとします
4K チューナー	いずれかの 4K 放送電波を受信・選局するための機能もしくは機器 ※HDCP2.2 規格に対応しているテレビでない と 4K チューナーを接続することが出来ません	4K チューナー	いずれかの 4K 放送電波を受信・選局するための機能又は機器 ※HDCP2.2 規格に対応していないテレビの場合、4K チューナーを接続することが出来ないものとします
STB	4K チューナー内蔵でかつデジタル多チャンネル放送を視聴するために必要な受信機 ※セットトップボックスの略 ※IC カードは含まれません ※A-CAS IC チップのみ内蔵となります	STB	4K チューナー内蔵でかつデジタル多チャンネル放送を視聴するために必要な受信機 ※セットトップボックスの略 ※IC カードは含まれないものとします ※A-CAS IC チップのみ内蔵とするものとします

第 4 条 (契約の対象並びに成立)

本契約は加入申込者が本約款に同意のうえ、加入申込を、当社が定める所定の方法により行い、当社がこれを承諾したときに成立するものとします。また、追加チャンネルを利用する場合、本契約が成立した上で、加入者が追加チャンネルごとに当社が定める所定の方法により申し込み、当社がこれを承諾したときに当該追加チャンネルの申し込み（以下「追加チャンネル申込」といいます）が成立するも

第 4 条 (契約の対象及び成立)

本契約は申込者が本約款に同意のうえ、本申込を、所定の書類に必要事項を記載のうえ当社に提出し（以下「申込」といいます）、当社がこれを承諾したときに成立するものとします。また、追加チャンネルを利用する場合、本契約が成立した上で、契約者が追加チャンネルごとに申込し、当社がこれを承諾したときに当該追加チャンネルの申し込み（以下「追加チャンネル申込」といいます）が成立するも

のとします。

2 当社は、前項の規定に関わらず、以下の各号に該当する場合、当該加入申込及び追加チャンネル申込を承諾しないことがあるものとします。

第5条（契約の申し込みの撤回等）

加入申込者は、加入申込の日から STB 等の設置工事が完了するまでの間、書面によりその申し込みの撤回又は当該本契約の解除を行うことが出来るものとします。

第7条（STB）

加入者は、本サービスを利用する為に必要な機器である STB 等を当社より別表に定める初期費用並びに月額基本料を支払い、貸与を受ける事が出来るものとします。

なお、付属の C-CAS カードの取り扱いについては、第8条（C-CAS カードの取り扱いについて）の規定によるものとします。

2 第1項により加入者が当社より貸与を受ける STB 等に故障が生じた場合、当社は無償にてその交換、その他必要な処置を講ずるものとします。但し、加入者が故意又は過失により STB 等を破損又は紛失等した場合、加入者は実費相当分を当社に支払うものとします。また、当社が認める場合を除き、加入者は STB 等の交換を請求出来ないものとします。

第8条（C-CAS カードの取り扱いについて）

C-CAS カードは、C-CAS カードを必要とする STB を利用する加入者に、STB 1 台につき 1 枚を当社より貸与されるものとし、本サービスの解約又は本契約

のとします。

2 当社は、前項の規定に関わらず、次に掲げる事由に該当すると当社が判断した場合、当該本申込及び追加チャンネル申込を承諾しないことがあるものとします。

第5条（本申込の撤回等）

申込者は、本申込の日から STB 等の設置工事が完了するまでの間、書面により当該加入申込の撤回又は当該本契約の解約（以下「解約」といいます）を行うことが出来るものとします。

第7条（STB）

契約者は、本サービスを利用する為に必要な機器である STB 等を当社より別表に定める初期費用及び月額基本料を支払い、貸与を受ける事が出来るものとします。当社が契約者に貸与する STB 等には、新品の他に展示品を含む回収された STB 等を清掃及び点検等を実施した再生品があるものとし、契約者は選択出来ないものとします。

なお、付属の C-CAS カードの取り扱いについては、第8条（C-CAS カードの取り扱いについて）の規定によるものとします。

2 第1項により契約者が当社より貸与を受ける STB 等に故障が生じた場合、当社は無償にてその交換、その他必要な処置を講ずるものとします。但し、契約者が故意又は過失により STB 等を破損又は紛失等した場合、契約者は実費相当分を当社に支払うものとします。また、当社が認める場合を除き、契約者は STB 等の交換を当社に請求出来ないものとします。

第8条（C-CAS カードの取り扱いについて）

C-CAS カードは、C-CAS カードを必要とする STB を利用する契約者に、STB 1 台につき 1 枚を当社より貸与されるものとし、解約後は、すみやかに C-CAS

の解除後は、すみやかに C-CAS カードを当社に返却するものとします。また、当社は必要に応じて、加入者に C-CAS カードの交換及び返却を請求することが出来るものとします。

第 10 条 (STB の設置及び費用の負担等)

本サービスを受ける為に必要な STB 等は当社が設置するものとします。STB 等は、本契約解除の際に当社に返却するものとします。

第 12 条 (保守責任)

当社は、当社施設及び STB 等の維持管理責任を負うものとします。但し、加入者は当社の維持管理の業務遂行時に、本サービスの提供が一時停止することがあることを了承するものとします。また、STB 等の当社が保有する在庫 (STB 等の製造業者から入手可能なものも含まれます。以下「交換用在庫」といいます) が無くなった時点で、当該 STB 等と同程度の機能の STB 等 (以下「代替 STB」といいます) に交換する場合があります。但し、交換用在庫が無くなった時点で、当社が代替 STB を準備出来ない場合、STB 等の交換対応を終了する (以下「交換在庫枯渇による本契約の解除」といいます) ものとします。その場合、加入者が利用する STB 等に故障等が生じて、本サービスの利用が出来なくなったことを当社が確認した月の前月をもって本契約を解除するものとします。

3 当社の維持管理責任範囲は、当社施設の性格上、当社施設及び STB 等とし、当社施設及び STB 等に故障等が生じた場合の修復に要する費用は当社が負担するものとします。但し、加入者施設及び受信機等に起因する場合、除くものとします。

第 15 条 (設置場所の変更等)

加入者は、変更先が同一敷地内の場合に限り、STB

カードを当社に返却するものとします。また、当社は必要に応じて、契約者に C-CAS カードの交換及び返却を請求することが出来るものとします。

第 10 条 (STB の設置及び費用の負担等)

本サービスを受ける為に必要な STB 等は当社が設置するものとします。契約者は、STB 等を解約の際に 当社に返却するものとします。

第 12 条 (保守責任)

当社は、当社施設及び STB 等の維持管理責任を負うものとします。但し、契約者は当社の維持管理の業務遂行時に、本サービスの提供が一時停止することがあることを了承するものとします。また、STB 等の当社が保有する在庫 (STB 等の製造業者から入手可能なものも含まれます。以下「交換用在庫」といいます) が無くなった時点で、当該 STB 等と同程度の機能の STB 等 (以下「代替 STB」といいます) に交換する場合があります。但し、交換用在庫が無くなった時点で、当社が代替 STB を準備出来ない場合、STB 等の交換対応を終了し、解約する (以下「交換在庫枯渇による解約」) といいます) ものとします。その場合、契約者が利用する STB 等に故障等が生じて、本サービスの利用が出来なくなったことを当社が確認した月の前月をもって解約するものとします。

3 当社の維持管理責任範囲は、当社施設の性格上、当社施設及び STB 等とし、当社施設及び STB 等に故障等が生じた場合の修復に要する費用は当社が負担するものとします。但し、契約者施設及び受信機等に起因する場合、この限りではないものとします。

第 15 条 (設置場所の変更等)

契約者は、STB 等の設置場所の変更先が同一敷地内

等の設置場所を変更出来るものとします。その変更
に要する費用は加入者が負担するものとします。

第16条（名義変更）

以下の各号により、加入者の変更が生じるときは、直ちに当社が定める所定の方法により当社へ申し出て、当社がこれを承諾したときに新加入者は、旧加入者の名義を変更することが出来るものとします。但し、新加入者が本契約及び本サービスの内容を十分に理解していないと当社が判断した場合、当社は新加入者へ加入申込と同等の方法を要求することが出来るものとします。

第17条（放送内容等の変更）

当社は、止むを得ない事情等により本サービスの放送内容等を変更することがあるものとします。なお、変更によって起こる損害の賠償には応じないものとします。

第20条（加入者の無断工事）

当社施設の改修、変更、分岐等一切の工事は、届け出により当社が行い、加入者が事前に当社の承諾を得ることなく工事（以下「無断工事」といいます）することを禁止するものとします。もし無断工事をされた場合、賠償金を請求することがあるものとします。

第21条（本契約の解除）

加入者は、本契約を解約しようとする場合、解約を希望する月の25日までに当社が定める所定の方法により当社へ申し出るものとします。

2 交換用在庫枯渇による本契約の解除を除き、解約の場合、解約費用を加入者が支払うものとします。

3 解約の場合、初期費用の払い戻しはしないものと

の場合に限り、当該STB等の設置場所を変更出来るものとします。当該変更に要する費用は契約者が負担するものとします。

第16条（名義変更）

次に掲げる各号により、契約者の変更が生じる場合、直ちに申込し、当社がこれを承諾したときに新契約者は、旧契約者の名義を変更することが出来るものとします。但し、新契約者が本契約及び本サービスの内容を十分に理解していないと当社が判断した場合、当社は新契約者に本申込と同等の方法を要求することが出来るものとします。

第17条（放送内容等の変更）

当社は、止むを得ない事情等により本サービスの放送内容等を変更することがあるものとします。なお、当社は当該変更によって起こる損害の賠償には応じないものとします。

第20条（契約者の無断工事）

当社施設の改修、変更、分岐等一切の工事は、届け出により当社が行い、契約者が事前に当社の承諾を得ることなく工事（以下「無断工事」といいます）することを禁止するものとします。なお、無断工事が実施された場合、当社は、当該契約者に賠償金を請求することがあるものとします。

第21条（本契約の解約）

契約者は、解約する場合、解約を希望する月の25日までに申込するものとします。

2 契約者が解約する場合、解約費用を当社に支払うものとします。但し、交換用在庫枯渇による解約の場合、この限りではないものとします。

3 解約する場合、契約者に初期費用の払い戻しはし

します。

4 解約の場合、加入者は第9条（利用料）の規定による料金を解約の当月分まで支払うものとし、日割り計算での払い戻しはしないものとします。但し、交換在庫枯渇による本契約の解除の場合、加入者は第9条（利用料）の規定による料金を交換在庫枯渇による本契約の解除の前月分まで支払うものとし、日割り計算での払い戻しはしないものとします。

5 第1項による解約の場合、当社はSTB等を撤去するものとします。なお、撤去に伴い加入者が所有又は占有する土地、建物、構築物等の復旧を要する場合、加入者はその復旧費用を負担するものとします。また、撤去に伴い引込線も合わせて撤去する場合、加入者はその撤去費用を負担するものとします。

第23条（料金等の支払方法）

加入者は、当社に初期費用、月額基本料、追加チャンネルの月額利用料及びその他の条項に定めた費用等について別途当社が指定する期日までに、当社が指定する方法により支払うものとします。

第24条（割増金）

加入者は、初期費用、月額基本料、追加チャンネルの月額利用料及びその他の条項に定めた費用等の支払いを不正に免れた場合、その免れた額のほか、その免れた額（消費税相当額を加算しない額）の2倍に相当する額を割増金として、当社が指定する方法により支払うものとします。

第25条（損害金）

加入者は、初期費用、月額基本料、追加チャンネルの月額利用料及びその他の条項に定めた費用等（損害金を除きます）について支払日を経過してもなお支払いが無い場合、支払期日の翌日から支払日の前

ないものとします。

4 解約する場合、契約者は第9条（利用料）の規定による料金を解約の当月分まで支払うものとし、日割り計算での払い戻しはしないものとします。但し、交換在庫枯渇による解約の場合、契約者は第9条（利用料）の規定による料金を交換在庫枯渇による解約の前月分まで支払うものとし、当社から契約者に日割り計算での払い戻しはしないものとします。

5 第1項による解約の場合、当社はSTB等を撤去するものとします。なお、撤去に伴い契約者が所有又は占有する土地、建物、構築物等の復旧を要する場合、契約者は当該復旧に要する費用を負担するものとします。また、撤去に伴い引込線も合わせて撤去する場合、契約者は当該撤去に要する費用を負担するものとします。

第23条（料金等の支払方法）

契約者は、初期費用、月額基本料、追加チャンネルの月額利用料及びその他の条項に定めた費用等について別途当社が指定する期日までに、当社が指定する方法により当社に支払うものとします。

第24条（割増金）

契約者は、初期費用、月額基本料、追加チャンネルの月額利用料及びその他の条項に定めた費用等の支払いを不正に免れた場合、その免れた額のほか、その免れた額（消費税相当額を加算しない額）の2倍に相当する額を割増金として、当社が指定する方法により当社に支払うものとします。

第25条（損害金）

契約者は、初期費用、月額基本料、追加チャンネルの月額利用料及びその他の条項に定めた費用等（損害金を除きます）について支払日を経過してもなお支払いが無い場合、支払期日の翌日から支払期日の

日までの日数について、年 14.6%の割合で計算して得た額を損害金として当社が指定する方法により支払うものとします。但し、支払期日の翌日から起算して 10 日以内に支払いがあった場合、この限りではないものとします。

第 26 条（個人情報保護）

2 当社は、本サービスの提供に関し取得した加入者にかかる個人情報を以下の利用目的の範囲内において取り扱うものとします。

第 29 条（約款の改定）

2 当社は、本約款を変更する旨及び変更後の約款の内容並びにその効力発生時期を当社ウェブサイト上（<http://home.kcv.ne.jp/>）に掲載する方法で告知するものとします。

第 34 条（契約内容の変更）

2 加入者は、当社が定める所定の方法により、別表に定めるコース変更が可能なプランに限り、本サービスのコースを変更することが出来るものとします。また、コース変更をする場合、加入者は別表に定めるコース変更費用を当社へ支払うものとします。

第 35 条（最低利用期間）

本サービスの最低利用期間は、本サービス月額基本料の課金開始日より 6 ヶ月間とするものとします。

別表

サービスプラン名	A プラン
CS 基本チャンネル ※4K+BSCS コースと CS コースで視聴可能なチャンネル	
テレ朝チャンネル 2 ニュース・情報・スポーツ (HD)	

前日までの日数について、年 14.6%の割合で計算して得た額を損害金として当社が指定する方法により当社に支払うものとします。但し、支払期日の翌日から起算して 10 日以内に支払いがあった場合、この限りではないものとします。

第 26 条（個人情報保護）

2 当社は、本サービスの提供に関し取得した契約者にかかる個人情報を次に掲げる利用目的の範囲内において取り扱うものとします。

第 29 条（約款の改定）

2 当社は、本約款を変更する旨及び変更後の約款の内容並びにその効力発生時期を当社ウェブサイト上（<https://yumenet.jp>）に掲載する方法で告知するものとします。

第 34 条（契約内容の変更）

2 契約者は、申込することにより、別表に定めるコース変更が可能なプランに限り、本サービスのコースを変更することが出来るものとします。また、コース変更をする場合、契約者は別表に定めるコース変更費用を当社に支払うものとします。

第 35 条（最低利用期間）

本サービスの最低利用期間は、月額基本料の課金開始日より 6 ヶ月間とするものとします。

別表

プラン名	A プラン
CS 基本チャンネル ※4K+BSCS コースと CS コースで視聴可能なチャンネル	
テレ朝チャンネル 2 (HD)	

		<u>項目</u>	
損害金（レンタル機器 の紛失、破壊等）	実費	損害金（レンタル機器 の紛失、破壊等）	実費

その他文言の統一と定義名の変更を行いました。